

長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」要領

1 事業の目的

長崎県婚活サポートセンター（以下「センター」という。）において行う「お見合いシステム」を利用してお引き合わせが成立した会員同士のお引き合わせに際し、お見合いシステムサポーター（以下「サポーター」という。）を派遣することにより、交際への移行を支援する。

2 サポーターの任務

サポーターは、会員にとってのお引き合わせの重要性を十分に認識したうえで、次の任務を行うものとする。

- (1) お引合せにおける日時の調整及び立会い
- (2) お引合せ後の交際フォロー
- (3) その他センター事業への協力

3 サポーターの要件

サポーターは、次の(1)から(8)のすべてを満たすものとする。

- (1) 地域の独身者の出会いや縁結びの応援をする熱い気持ちのある者
- (2) 県内在住又は県内企業に勤務している満20歳以上の者
- (3) センターの実施する研修を受講した者
- (4) 結婚相談所、仲人等を業としていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6) お見合いシステムを利用するため、スマホやパソコン、メールアドレスを個人で利用できる環境を有する者
- (7) 誓約書の提出があること
- (8) 個人情報の管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）」を遵守すること。

4 サポーターの募集について

サポーターの募集は随時行うものとする。

5 サポーターの研修、認定及び公開について

- (1) サポーターを希望する者は、サポーターに関する研修を受講しなければならない。
- (2) 長崎県及びセンターは、上記研修受講者のうち、適性検査及び面接等に合格した者で、別途定める誓約書に記名押印し、(4)に定める個人情報の公開に同意したものをサポーターとして認定する。
- (3) サポーターの任期は1年とする。ただし、研修を受けた場合など再任することができる。
- (4) サポーターは、氏名、住所(市町名)、顔写真をセンターのWebサイトにて公開するものとする。
- (5) お引合せにあたり、引き合わせる会員に対し、サポーターの氏名及び連絡先を開示するものとする。
- (6) 誓約書に違反する行為のほか、サポーターとして不適切な行動や言動があった場合は、認定を取り消すことがある。

6 サポーター活動における交通費等について

- (1) お引合せに要する交通費等や、お引合せ後に交際に発展した男女の交際サポートに係る費用等は、サポーターの自己負担とする。
- (2) ただし、お引き合わせに際し、会員1名につき1,000円を必要経費として受け取ることができるものとする。
- (3) センターの保険料負担により、ボランティア保険に加入するものとする。

7 サポーター研修・交流会について

センターは、サポーター同士の交流とスキルアップを図るため、研修・交流会を開催するものとする。

8 感謝状の贈呈

活動において、お引き合わせした会員を成婚に導いた者など特に功績がある者に対して感謝状を贈呈するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、サポーターの運営に関し、必要な事項は、長崎県及びセンターが定めるものとする。

平成29年4月1日施行

(様式1)

長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」登録申込書

平成 年 月 日

この度、長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」の事業趣旨に賛同し、下記のとおり「お見合いシステムサポーター」として申し込みます。なお、選考の結果、不認定になっても不服は申し立てません。

ふりがな		性別	男・女	写真
氏名				
生年月日	T・S・H 年 月 日			
住所	(〒 -)			
TEL (連絡先)	() -	FAX	() -	
メール	※メールアドレス確認のため、センターからメールをお送りしますので、届きましたら返信をお願いします。			
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()			
勤務先				
活動条件 ()に活動可能な時間を記入	地域	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町		
	平日			
	土曜日	可 (希望時間 : ~ :) ・ 不可		
	日曜日	可 (希望時間 : ~ :) ・ 不可		
	祝日	可 (希望時間 : ~ :) ・ 不可		
お見合い会場迄の主な交通手段	自家用車 ・ JR ・ バス ・ タクシー ※複数回答可			
婚活ボランティアに係る経験の有無	有 (結婚相談 ・ お見合い立ち合い ・ 婚活イベント ・ その他) ・ 無			
メール連絡が可能な媒体	パソコン ・ スマホ ・ 携帯電話 ※複数回答可 ※交際成立した会員へのメールによるサポートはシステム利用のため携帯電話では利用できない場合もあります			
センター記入欄	研修会受講	H 年 月 日	備考	
	研修会受講	H 年 月 日		
	登録日	H 年 月 日		
	有効期限	H 年 月 日		

<注意事項>

- ① 身分証(免許証、保険証等)を確認のうえ、写しを取らせていただきます。
- ② 個人情報の一部(氏名、住所地の市町名、写真)を長崎県婚活サポートセンターホームページに掲載します。

(様式2)

長崎県知事様

誓 約 書

このたび、長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」として活動するにあたり、下記の事項を固く遵守することを誓約いたします。

これに反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合には、登録を取り消されても異議を申しません。

- 1、 活動を行うにあたり、独身者より報酬を求めないこと
- 2、 自らの個人情報の一部（氏名、住所地の市町名、写真）について、長崎県婚活サポートセンターホームページ等に掲載されることを了承すること
- 3、 特定の商品の販売や、販売の斡旋、自身の本来業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
- 4、 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
- 5、 個人情報の収集や利用、管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）」を遵守すること
- 6、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- 7、 相談者の個人
- 8、 情報は、本人の了解なく開示しないこと
- 9、 相談者の個人情報は、相談者の結婚を支援する活動以外に使用しないこと
- 10、 ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」の行為は行わないこと
- 11、 引き合わせ等にあたり、会員の不利益になる行為は行わないこと

平成 年 月 日

氏名

㊟